

# 令和6年度 市民税・県民税申告について

◎申告期間 令和6年2月16日(金)～3月15日(金)

◎申告方法 郵送で提出 又は 申告会場で申告

◎申告会場 土日祝日を除く申告期間中に開場

〈会場〉 倉吉市役所第2庁舎 3階 302会議室

〈受付時間〉 9:00～11:30、13:00～16:00

〈駐車場〉 宮川町観光駐車場（庁舎横駐車場の混雑回避にご協力ください）

〈事前予約〉 不要（当日受付順で対応します）

※混雑状況によっては長時間お待ちいただく可能性がありますので、予めご了承ください。

◎申告に必要なもの ※詳細は、別紙「申告書の書き方」をご確認ください

市民税・県民税申告書

令和5年中の所得がわかるもの

給与や年金の源泉徴収票、個人年金保険や満期保険金等による一時受取金の明細書、  
事業所得（営業等・農業）・不動産所得の申告をされる方は収支内訳書 など

各種所得控除を受けるための書類

医療費控除の明細書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、国民年金保険料控除証明書 など

\*医療費控除の申告をされる方は、同封の「医療費控除の明細書」を作成し、提出が必要です。

本人確認書類（アまたはイをご用意ください、郵送の場合はコピーを同封してください）

ア. マイナンバーカード ※郵送の場合は両面を印刷してください

イ. 番号確認書類（通知カード 又は マイナンバー入り住民票）

本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証※ など）

※ 郵送の場合は保険者番号および被保険者等記号・番号はマスキングを施してください

※申告会場の混雑回避のため、**郵送での申告**にご協力ください

◆同封の返信用封筒に、上記の〈申告に必要なもの〉を入れて郵送ください。

返信用封筒に入りきらない場合は、お手数ですが、ご自身で封筒をご用意ください。

◆別添の「郵送申告チェックシート」や「申告書の書き方」を参考に、記入漏れや、  
必要書類の不足がないかをご確認くださいますようお願いいたします。



◎市民税・県民税申告についての郵送先・お問い合わせ先

倉吉市役所（第2庁舎） 市民生活部 税務課 市民税係

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町二丁目 253 番地 1

☎(0858)-22-8115(直通)

(参考)\* 所得税の確定申告についてのお問い合わせ先

倉吉税務署 ☎(0858)-26-2721 (音声案内)

〒682-8522 鳥取県倉吉市上井 587 番 1 号

裏面もご覧ください

## ●申告会場でのお願い

- ・感染症拡大防止対策にご協力ください
- ・発熱や体調不良の症状がある方は、来庁をご遠慮ください
- ・混雑緩和のため、少人数でお越しください
- ・収支内訳書や医療費控除の明細書など申告に必要な書類は、事前に作成してからお越しください

\* ご協力いただけない場合は、当日の受付をお断りさせていただくことがあります。

\* 来場にあたり予約の必要はありませんが、混雑回避のため郵送での申告にご協力ください。

## ●申告書を提出する必要がある方

◆令和6年1月1日現在倉吉市に住所があり、所得税の確定申告を要しない方で、下記①～④のいずれかに該当する方。

- ① 事業（営業等・農業）・不動産などの所得があった方  
事業所得、不動産所得がある方は収支内訳書をあわせて提出してください。
- ② 給与所得があり、その他各種の所得があった方  
給与以外の所得が20万円以下で、税務署への確定申告が不要の場合でも、市県民税の申告は必要です。
- ③ 公的年金に係る所得(雑所得)があり、その他各種の所得があった方  
公的年金収入が400万円以下で、公的年金等雑所得以外の所得が20万円以下のため、確定申告が不要の場合でも、市県民税の申告は必要です。
- ④ 給与または公的年金などの源泉徴収票に記載されていない各種控除の適用を、市県民税において受けようとする方  
例：扶養控除・医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・雑損控除など

## ●申告書の提出が必要のない方

- ① 令和5年分所得税の確定申告をする方  
確定申告書を基に市県民税額を算出するため、市県民税申告は必要ありません。
- ② 前年の収入が給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方  
給与支払報告書を基に市県民税額を算出するため、市県民税の申告は必要ありません。
- ③ 前年の収入が公的年金収入のみで、以下に該当される方  
65歳未満（昭和34年1月2日以降生）で年金収入98万円以下の方  
65歳以上（昭和34年1月1日以前生）で年金収入148万円以下の方  
※市県民税が非課税となるため、市県民税の申告は必要ありません。